

特集4 新たな高速道路料金

「利用重視の料金」への転換を目指して

2014年4月1日から新たな高速道路料金が導入されました。

新たな高速道路料金は、料金水準の整理、利便増進計画の終了に伴う料金割引全体の再編、消費税率8%対応に伴う料金の変更等を行ったものです。

ポイント1

料金水準の整理

普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つの料金水準へ整理

ポイント2

料金割引全体の再編

実施目的を明確にしたうえで、効果が高く、重複や無駄のない割引制度へ

ポイント3

消費税率8%対応

料金単位を原則50円から10円単位に変更



Q.1 新しい料金で何が変わったの？

A.1 料金水準の整理、料金割引全体の再編、消費税率8%対応を行いました。

料金水準については、今までは建設の経緯の違いにより料金水準差がありましたが、国の基本方針を踏まえ、有効活用などの観点から、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つの料金水準に整理することとなりました。これに伴い一部の区間で料金水準の引下げを行いました。

料金割引については、国の景気低迷に対する緊急経済対策として導入された利便増進事業(割引)が2014年3月末に終了したことにあわせて、料金割引全体を再編しました。

2014年4月から、消費税率が8%になりました。そこで、高速道路料金に円滑かつ適正に転嫁し、料金単位についても原則として50円単位から10円単位に変更しました。

Q.2 どうして料金水準を変更したの？

A.2 これまでの「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への転換を目指しています。

これまで高速道路の料金制度には、建設経緯の違い等から料金水準が区間により異なり、高速道路が有効に活用されていない等の課題がありました。一方、現在

の高速道路ネットワークは約1万kmにも達しており、有効活用することが重要です。

そこで、今後は整備重視から利用重視へパラダイムシフトが必要であるとの見地に立ち、高速道路料金について、3つの料金水準へ整理することにしました。

Q.3 新しい料金の導入経緯は？

A.3 関係機関とも調整のうえ、有識者や国民のご意見を伺うなど所要の手続きを経て導入しました。

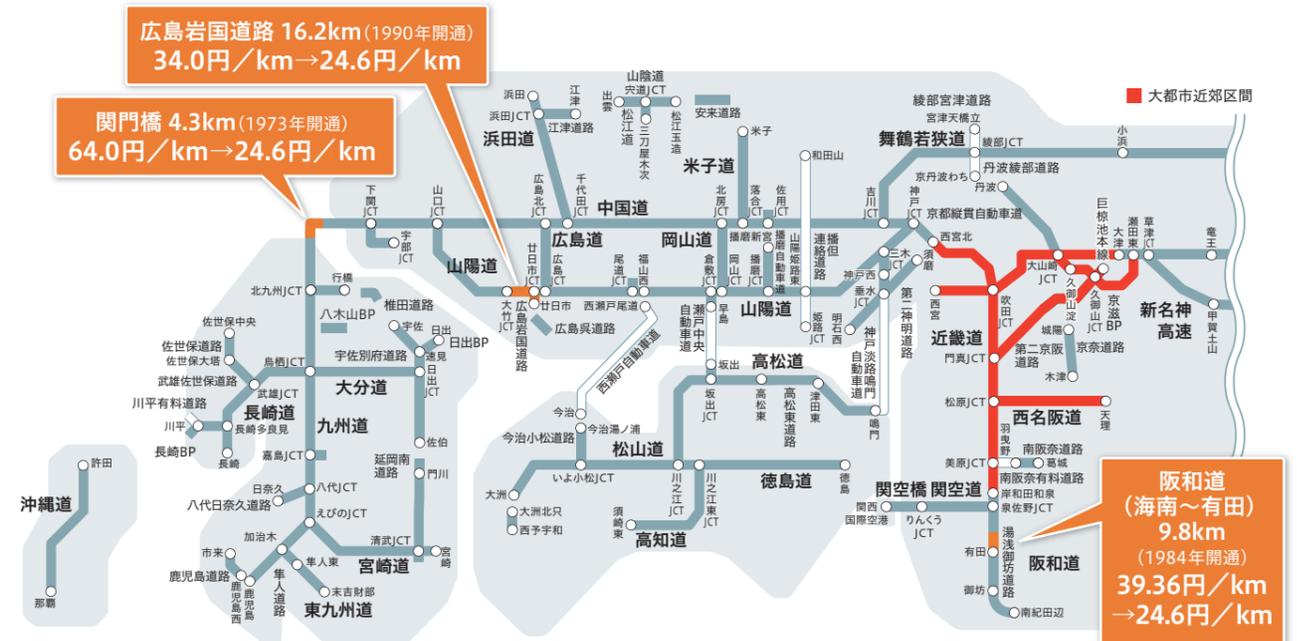
2013年6月25日、国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会^①の中間答申で、高速道路の料金について「利用重視の料金」へ転換を図るとされました。NEXCO3会社では外部有識者のご意見も頂きながら、この中間答申を踏まえた新たな料金割引(案)をとりまとめ、国土交通省へ提出しました。その後、12月20日に国土交通省から新たな高速道路料金に関する基本方針が公表されました。

NEXCO3会社では、この基本方針等に基づく料金案を作成し、国民の皆さまからのご意見を伺うなど所要の手続きを進め、新たな高速道路料金を導入しました。

また、阪神圏においては、環状道路の整備に合わせてシームレスな料金体系を導入するべく検討を進めることとしています。

NEXCO西日本管内で、料金水準を引き下げた区間

※ 料金引き下げの対象はETC車に限定し、期間は当面10年間



Q.4 料金割引はどのように変わったの？

A.4 実施目的を明確にし、割引効果の高い内容に再編しました。

これまでの料金割引については、2005年の旧道路関係4公団民営化(81ページ参照)前後に導入した制度と、2008年のリーマンショックなどによる景気低迷に対する緊急経済対策として導入した制度で構成されていましたが、このうち、後者の緊急経済対策実施のために確保していた財源が、2014年3月末で終了したため、料金割引を縮小せざるを得ない状況となっていました。また、これまでにいろいろな料金割引を導入したため、お客さまからは「複雑でわかりにくい」との指摘があった

ほか、路線・区間によっては、平日のすべての時間帯で割引が行われた結果、割引効果が低くなり、お客さまも割引を実感しにくくなっていました。

そこで、NEXCO3会社の全国路線網の料金割引については、基本方針等を踏まえ、実施目的を明確にしたうえで、効果が高く重複や無駄のない割引とするとともに、生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮して、これまでどおりETC[®]車を対象とし、料金割引全体を再編しました。

① 生活対策

- **平日朝夕割引**: 並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直しを継続。
- **マイレージ割引**: 高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、最大割引率9.1%に見直しを継続。

② 観光振興

- **休日割引**: 観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の普通車以下について、割引率を3割として継続。ただし、経済対策による激変緩和措置として、2014年6月末までの間は、2013年度補正予算を財源としてこれまでの割引率5割を継続。

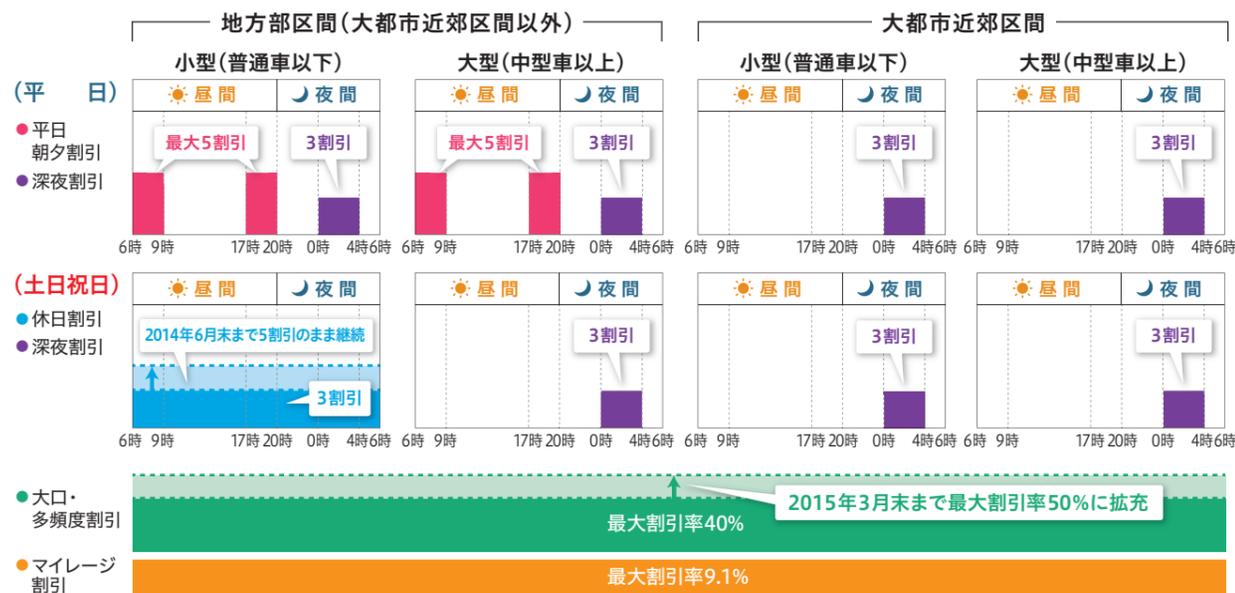
③ 物流対策

- **大口・多頻度割引**: 主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、最大割引率を40%として継続。ただし、経済対策による激変緩和措置として、2015年3月末までの間は、2013年度補正予算を財源として最大割引率を50%に拡充。

④ 環境対策

- **深夜割引**: 並行する一般道路の沿道環境を改善するため、割引率を3割として継続。

2014年4月以降の料金割引



平日朝夕割引 (大都市近郊区間以外)

地方部区間の最大100km相当分までの
1カ月の対象走行回数[※]が
10回以上で約50%割引
5~9回で約30%割引
(1~4回の場合は対象外)

平日(土・日・祝日除く) 6時~9時 / 17時~20時の対象区間を含むご利用

- ・時間内に入口か出口の料金所を通過し、割引対象区間を含んで走行
- ・午前、午後それぞれ最初の1回に限り適用
- ・毎月(1日~末日)の対象走行回数に応じて割引
- ・対象走行回数は、ETCカードごとにカウント
- ・ご走行時の表示、ご請求は通常料金[※]

(ETCクレジットカード・ETCパーソナルカードをご利用の場合、ETCマイレージサービスへの登録が必要、利用月の翌月20日にETCマイレージサービスの還元額として割引分を付与)

割引適用の例(平日・午前中の場合)

対象外	対象となる時間	対象外
入時間外	出時間内	出時間外
入時間内	出時間内	出時間外
入時間外	出時間内	出時間外
入時間外	出時間内	出時間外

※ ETCコーポレートカードをご利用の場合、割引後の額を請求(2014年7月1日から適用開始)。またこの場合、平日朝夕割引の割引対象額は、大口・多頻度割引の対象外

休日割引 (大都市近郊区間以外)

地方部区間の通行料金について
土・日・祝日 終日
約30%OFF

土・日・祝日の終日

軽自動車 普通車のみ

- ・時間内にNEXCO3会社が管理する高速国道等を走行
- ・軽自動車及び普通車に限り適用
- ・走行距離の制限なし(※2014年4月28日および毎年1月2日~3日にも適用)
- ・2014年4月1日~2014年6月30日まで、経済対策による激変緩和措置として、割引率50%を継続して実施

割引適用の例

平日	土日祝日	平日
割引あり	割引あり	割引あり

深夜割引 全日 0時~4時

約30%OFF

- ・時間内にNEXCO3会社が管理する高速国道等を走行
- ・走行距離、車種の制限なし

割引適用の例

対象外	対象となる時間	対象外
0時前	0時~4時	4時後
0時前	0時~4時	4時後
0時前	0時~4時	4時後

大口・多頻度割引 最大40%OFF

(2015年3月末までは、最大50%OFF)

- ・ETCコーポレートカード利用者に限る
- ・登録したすべての車両の1カ月のETCコーポレートカードによる「高速国道のご利用額」の合計に、1.「車両単位割引」と2.「契約単位割引」の2種類の割引を組み合わせ実施

1. 車両単位割引

自動車1台ごとの1カ月のご利用額	割引率 [※]
5万円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)

※ ()は、激変緩和措置期間(2015年3月末まで)の割引率

2. 契約単位割引

適用範囲	割引率
契約者の1カ月の利用額合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台あたりの1カ月平均の利用額が3万円を超える場合	10%

マイレージ割引 終日

通行料金10円につき1ポイント付[※]
1,000ポイントで500円分
3,000ポイントで2,500円分
5,000ポイントで5,000円分
還元額(無料走行分)に交換できる!

- ・所定のポイント数に応じ還元額と交換可能
- ・ポイントを交換する手続きが必要
- ・ポイントの有効期限は最大2年間

※ ETCマイレージサービスへの登録が必要、利用月の翌月20日にポイント付与

その他詳細は、当社ウェブサイトをご覧ください。
URL: <http://www.tokutoku-etc.jp/>